



長 第 4 0 1 号
令和5年 8月25日

和歌山県老人福祉施設協議会長
和歌山県老人保健施設協議会長
和歌山県訪問介護事業所協議会長
和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会長 } 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

令和5年度和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金（令和5年4月1日
日から同年5月7日までの分）の交付申請について（周知）

標記について、別添のとおり各高齢者サービス事業者あて通知しましたので、周知いた
します。

担当

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室

TEL : 073-441-2527

FAX : 073-441-2523

長 第 4 0 1 号
令和5年 8月25日

各高齢者サービス事業者代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

令和5年度和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金(令和5年4月1日から同年5月7日までの分)の交付申請について(周知)

平素は和歌山県福祉行政に協力いただき、ありがとうございます。

県では、新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所・施設等、濃厚接触者に対応した事業所・施設等を対象に、通常の介護サービスの提供時では想定されない、令和5年4月1日から同年5月7日までに支払いを完了したかかり増し経費等に対して下記の通り標記補助金の募集を開始します。

詳しくは、きのくに介護 de ネット内(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>)、「令和5年度介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金」をご確認いただき、交付を希望する場合は、期限内に交付申請書等関係書類の提出をお願いします。

また、本通知は、法人に対してのみ送付していますので、必ず傘下の事業所・施設等あて周知いただきますようお願いいたします(補助金の交付申請は、原則として、法人において複数の事業所等分をまとめて申請をお願いします)。

記

1. 募集する補助金の対象

令和5年4月1日から令和5年5月7日までに支払いを完了したかかり増し経費等
※令和5年5月8日以降に支払いを完了したものではありませんので、ご注意ください。

2. 申請書の提出期間

令和5年8月28日から令和5年9月30日まで

3. 提出方法

電子申請により下記アドレスから申請ください。

<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=TnewnZH6>

※1 きのくに介護 de ネットの令和5年度和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金ホームページからも申請できます。

※2 原則郵送及び電子メールでの申請受付は行っておりませんので、ご注意ください。

4. その他

交付申請にあたって、新型コロナウイルスの感染状況が確認できる根拠資料を求めるところがありますので、追加資料の提出依頼があった場合は資料を提出ください。

担当

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527
FAX : 073-441-2523